

公的研究費の使用に関する研究倫理教育等実施要領

この要領は、公益財団法人 都市緑化機構（以下「緑化機構」という。）における研究活動上の不正行為への対応に関する規則 第3条第2項に基づき、研究倫理教育責任者が公的研究費による研究活動に関わる者に行う研究倫理教育の具体的な実施方法について定める。あわせて研究データの保存の扱いについて定めるものである。

1. 研究倫理教育

- (1) 研究倫理教育の対象者は公的研究費による研究活動に関わる者とする。
- (2) 研究倫理教育は研究倫理教育責任者が実施する。研究倫理教育責任者は研究部長をもって充てる。
- (3) 研究倫理教育責任者は公的研究費による研究活動に関わる者の受講状況を管理・監督する。
- (4) 研究倫理教育は、毎年度1回行う。また、新規に公的研究費による研究活動に関わることとなった者に対しては、着任後速やかに行うものとする。

2. 研究データの保存

公的研究費による研究活動に関わる者は、研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。

3. 補則

この要領に定めのない事項は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の趣旨に沿った措置をとるものとする。

附則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。